

平成 29 年度 第3回大阪府依存症関連機関連携会議アルコール健康障がい対策部会

【概要】

日時：平成30年1月19日（金）14時～16時

場所：大阪府庁本館5階 議会特別会議室大

出席者：＜委員＞ 14名（うち代理出席1名）1名欠席

1. 開会

○会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

2. 議事

(1) 飲酒問題がある人への簡易介入マニュアル案について

事務局説明

【簡易介入マニュアル案】資料1、【解説版】資料1-2をもとに説明。

委員意見

【マニュアル】

○『動機付け面接のポイント』とあるが、動機付け面接の場合は、最初からアドバイスはしないので、この表題はそぐわない。『面接のポイント』にしてはどうか。

○ICD-10について、判定の部分は、「過去1年間に同時に3項目以上」というのが正しい。ICD-11が出ると聞いているが、ICD-11では、6項目が3項目以上になると聞いている。

→ 判定の部分に「過去1年間に同時に3項目以上」と追記。ICD-11が出たら微修正をする。

○酒量の計算について、実際の量や1合、2合という方がわかりやすい人もいる。ドリンクという計算はわかりにくいのではないか。

→ 細かく計算するというよりは、わかりやすくイメージできるように（何合など）してはどうか。

○フローチャートについて、「危険な飲酒」の場合は「節酒指導」となっているが、節酒指導がうまくいかない場合は、「専門医へ」と記載してはどうか。

【連携シート】

○紹介理由のところは、「依存症の疑い」や「鑑別診断」、「専門治療」等にして、「その他（ ）」を追加してはどうか。また、「泥酔している」「アルコールによる外傷」などは別の項目に入れてはどうか。

○離脱症状のところは、「不眠」とあるが、「睡眠に関連する問題行動」とし、また「振戦」「せん妄」「幻覚妄想」は、内科医では診断が難しいと思うので、「その他（ ）」に記載できるようにしてはどうか。

○検査データの部分について、数値を書いた方がわかりやすいと思うが、ここには異常かどうかをあげればよいのか。検査項目によっては、例えばALT、ASTなど、両方の数値をみて判断するものもある。

→ 紹介時に検査値を添付するということがよいのでは。ただし書きで入れておく。

○紹介する側（内科医）からすると、なるべくチェックや○をする等、簡略化してほしい。

○疾患名、合併症を記載する欄がないので追加したらどうか。

【節酒指導について】

○節酒か断酒かの判断について、節酒の考え方も広く解釈があり、依存症の範疇の人は、内科医では節酒か断酒かの判断は難しいと思う。専門医療機関で節酒か断酒かを判断してもらう方がよいのではと思うが、いかがか？節酒についてどこまで身体科の先生に求められるかという点については、節酒があるということ、先生方にも知っていただいて、進めていきたいと思う。

○複雑酩酊状態の人は依存症になっている可能性が高いので、節酒より断酒が必要。

○内科で長く診てもらっている人は、節酒というよりも、断酒だと思う。依存症の疑いのある人は、断酒が必要と早めに言ってもらえたら、本人にとっても回り道しなくて良いのではないか。

○内科医は、専門医を紹介した方がよいのか、節酒でもいけるのかで迷われると思う。そういうときに、フローチャートのようなものがあれば、わかりやすくて良い。

○アルコール依存症と診断がついたら、断酒指導が必要。その場合は専門医療機関へ紹介。危険な飲酒の場合は、節酒指導となるが、これは専門医療機関でなくてもできる。なかなか断酒ができず、節酒指導から始めてうまくいったら、断酒指導へということもある。リスクの少ない飲酒が続けられるなら、そのままでもよいが。

○専門医療機関で節酒指導をするというのは考えにくいので、内科等でしてもらえたらと思うがいかがか？

→ 内科で節酒指導をするということが良い。ただ、断酒している人が再飲酒する等はフォローができない。

○内科で節酒指導をしてもらえるということなら、節酒指導のポイントをもう少し簡略化し、患者本人が自分で読んだりできるものを作成するのもよい。自分で節酒日記をつけてみると飲酒量が減ってくる。だんだん休肝日もできてくる。どのようにモチベーションを持たせつつ、継続できるかが大事。

事務局より

○簡易マニュアル案について、いただいたご意見を参考に作成を進めていくので、引き続き御協力をお願いしたい。来年度はこの簡易マニュアル案を用い、身体科と精神科、アルコール専門医療機関の連携強化を促進するための研修会を開催していきたい。

(2) 報告事項

- ・市町村におけるアルコール健康障がい対策の取組状況

事務局説明

【資料2】に基づいて説明。

○12月に第1回市町村アルコール健康障がい対策主管課担当者会議を開催し、その際、市町村でのアルコール健康障がい対策について調査し、取りまとめたものを報告。

- ・アルコール関連問題啓発フォーラムの実施について

事務局説明

【資料3】に基づいて説明。

○11月13日(月)、11/10～11/16のアルコール関連問題啓発週間に、厚生労働省との共催により、アルコール関連問題啓発フォーラムを大阪市中央公会堂にて開催。基調講演とシンポジウム、ロビー展示を実施し、約300名の参加があった。

【今後のスケジュールについて】

○来年度は、アルコール健康障がい対策部会は、2～3回の開催を予定。内容は、飲酒問題のある人への簡易介入マニュアル案、アルコール健康障がい対策推進計画の進捗状況についてを予定している。1回目の開催は夏頃の予定。